

静岡県告示第614号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成16年6月11日静岡県告示第668号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和4年9月2日

静岡県知事 川勝平太

平成16年6月11日静岡県告示第668号の表中

「

区 分
①～④ 略
⑤ 南伊豆町手石地区で営む小型キンメ立縄釣漁業及び小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
⑥ 南伊豆町手石地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑦ 南伊豆町手石地区で営む小型合併漁業のうち主として⑤、⑥以外のその他漁業
⑧ 南伊豆町下流地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑨ 南伊豆町下流地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑩ 南伊豆町大瀬地区で営む小型キンメ立縄釣漁業
⑪ 南伊豆町大瀬地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑫ 南伊豆町大瀬地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑬ 南伊豆町石廊崎地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑭ 南伊豆町石廊崎地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑮ 南伊豆町仲木及び入間1,000番地以上の地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑯ 南伊豆町仲木及び入間1,000番地以上の地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑰ 南伊豆町入間1,000番地未満の地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業

を

- ⑱ 南伊豆町入間 1,000 番地未満の地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑲ 南伊豆町妻良地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑳ 南伊豆町妻良地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ㉑ 南伊豆町子浦地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ㉒ 南伊豆町子浦地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ㉓ 南伊豆町伊浜地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ㉔ 南伊豆町伊浜地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業

区 分

- ①～④ 略
- ⑤ 南伊豆町手石地区及び大瀬地区で営む小型キンメ立縄釣漁業
- ⑥ 南伊豆町手石地区及び大瀬地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
- ⑦ 南伊豆町手石地区及び大瀬地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑧ 南伊豆町手石地区及び大瀬地区で営む小型合併漁業のうち主として⑥、⑦以外のその他漁業
- ⑨ 南伊豆町下流地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑩ 南伊豆町下流地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑪ 南伊豆町石廊崎地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑫ 南伊豆町石廊崎地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑬ 南伊豆町仲木及び入間 1,000 番地以上の地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑭ 南伊豆町仲木及び入間 1,000 番地以上の地区で営む小型合併漁業

に改める。

のうち主として刺網を営む漁業

- ⑮ 南伊豆町入間 1,000 番地未満の地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑯ 南伊豆町入間 1,000 番地未満の地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑰ 南伊豆町妻良地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑱ 南伊豆町妻良地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑲ 南伊豆町子浦地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑳ 南伊豆町子浦地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ㉑ 南伊豆町伊浜地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ㉒ 南伊豆町伊浜地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業

」